

島根県立特別支援学校小・中学部児童・生徒用  
一人一台端末（Windows）整備事業

調達仕様書

島 根 県

## 1 目 的

令和 2 年度から GIGA スクール構想に基づく小中学部一人一台端末整備を開始し、令和 7 年度から第 2 期 GIGA スクール構想に基づく端末の更新を実施している。令和 7 年度には iPad345 台、視線入力用 Windows 端末 12 台の調達を実施。今年度は令和 3 年度に調達を行った iPad 及び Windows タブレットを更新予定。

引き続き、特別支援学校小・中学部児童・生徒（以下「児童等」という。）用一人一台端末を実現するために必要な端末を整備する。（本件は、Windows タブレットの調達を目的としたもの）

## 2 納入場所及び設置台数

- (1) 島根県立出雲養護学校（島根県出雲市神西沖町 2485）（みらい分教室含） 6 台
- (2) 島根県立松江緑が丘養護学校（島根県松江市上乃木 5 丁目 18-1） 3 台
- (3) 児童等増への対応機・予備機[特別支援教育課・（島根県松江市殿町 1 番地）] 1 台

## 3 納入期限

令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）

## 4 賃貸借期間

令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 1 3 年 1 1 月 3 0 日まで

## 5 調達物件の概要

本調達物件は、島根県立特別支援学校の児童等用端末を設置するものとし、別紙に記載する機器及びソフトウェアを有効に利用できるように整備するものとする。

設置場所は、特別支援教育課の指定する場所とする。

## 6 前提条件

以下により、本調達物件を既設の校内 LAN に接続し、インターネット等へのアクセスが可能となるよう設定すること。

### (1) 校内 LAN の概要

島根県立学校の校内 LAN システムは、校内 LAN サーバ（クラウドサービス）、各通信機器及び校内配線からなるネットワークシステムである。校内の各教室に設置されている情報コンセントや無線アクセスポイントから基幹配線を経由して、インターネット及び校内のネットワーク資源を利用することができる。

### (2) 校内 LAN への接続

以下により、校内 LAN の運用方針に準拠した構築を行うこと。

- ① 本調達物件にクラス C のネットワークアドレスを付与する。
- ② 各校の校内 LAN は、IEEE802.1Q 準拠のタグ VLAN により教員用セグメントと生徒用セグメント、BYOD 用セグメントを切り分けて運用している。本調達物件の機器は、校内 LAN においては生徒用セグメントとして位置づけるものとする。
- ③ 本調達物件用の VLAN は生徒用ネットワークとして通信制限が適用される。
- ④ 校内 LAN への詳細な接続設定値は契約締結後に別途指示する。
- ⑤ ウイルス対策、不正侵入防止、ソフトウェアアップデート（セキュリティホール対策）な

ど、ネットワークを利用する上でのセキュリティを十分確保すること。

## 7 ハードウェア整備品目

各機器の性能及びオプションについては、別紙1「機器仕様一覧表」を参照の上、必要な部材を選定し構築すること。

## 8 ソフトウェア整備品目

- (1)別紙2「ソフトウェア整備品目一覧表」に掲げるソフトウェア（もしくは同等品以上）をインストールすること。
- (2)ソフトウェアはタブレット端末のOSに対応した入札日時点の最新バージョンとする。
- (3)別紙2「ソフトウェア整備品目一覧表」に掲げる「数量」とは、物理的に提供される製品数、もしくはライセンス数とするが、学校パックやライセンスパックなどを利用して満たしてもよいものとする。
- (4)別紙2「ソフトウェア整備品目一覧表」に掲げるソフトウェア以外で、本調達物件の構築に必要なソフトウェアがある場合は構成に含めること。
- (5)ソフトウェアのライセンスについては、以下のとおりとする。
  - ① ライセンスの使用許諾は原則として島根県教育委員会に対してなされていること。ただし、これによりがたい場合はエンドユーザに対する使用許諾でも可とする。
  - ② ソフトウェアのライセンスは賃貸借期間終了後、県に帰属すること。

## 9 調達物件の要件

### (1)児童等用端末

- ① 児童等用端末はタブレット型クライアントパソコン（以下「タブレット端末」という。）とし、各学校の指定された場所に納品すること。
- ② 校内においてタブレット端末を使用する場合は、校内LANの既存無線アクセスポイントに接続可能となるよう設定を行うこと。なお、校内LAN以外の無線アクセスポイントには接続できないよう設定すること。
- ③ タブレット端末が校内LAN経由でインターネットを利用できるように設定すること。校内LAN無線アクセスポイントへの接続における認証方式はEAP-TLSを想定している。
- ④ その他周辺機器については、特別支援教育課の指示により適切な接続及びセットアップを行うこと。
- ⑤ タブレット端末を管理対象とする教育委員会用管理者ユーザを作成すること。
- ⑥ 同様に学校用管理者ユーザを作成すること。当該ユーザに与える権限については、特別支援教育課と協議の上、決定すること。

### (2)ユーザアカウント管理

- ① 初期ユーザアカウントとして管理権限を持つ管理者ユーザのほか、児童等が使用する一般ユーザを作成し、自動ログインの設定を行うこと。また、アカウントは端末毎に固有のものを作成すること（共通アカウントは不可）。
- ② タブレット端末にログインした際、学校に存在する校内LANサーバの共有フォルダへ自動的に接続されること。共有フォルダへ接続の際は児童等用のアクセス権が適用されること。

- ③ 各ユーザアカウント、ログイン方式、校内 LAN サーバへの接続に関する具体的な設定は別途、特別支援教育課と協議の上、決定すること。

## 10 調達物件導入

### (1) 搬入・設置・調整

- ① 調達物件の搬入・設置・調整に係る費用は全て導入業者の負担とする。また、校内 LAN との接続に係る費用は全て導入業者の負担とする。
- ② 調達物件の搬入・設置・調整については、学校担当者と協議の上実施すること。
- ③ 納入する機器については、シール等により導入業者名及び導入時期を明示すること。この場合、契約書添付の品目別明細書と同一の番号等を使用することとし、特別支援教育課の指示により実施すること。

(用途シール記載例)

島根県立特別支援学校小・中学部児童等一人一台端末整備  
貸貸借期間 2026. 12. 1～2031. 11. 30  
この機器は教育用目的専用です（転用禁止）  
管理番号：×××× 製造番号：××××  
連絡先：〇〇株式会社〇〇課 電話番号〇〇－〇〇〇〇

### (2) 施工体制

- ① 調達物件の円滑な導入を図るため、設計・構築全体の責任者としてテクニカルエンジニア（ネットワーク）またはネットワークスペシャリストの技術レベルを保有する経験豊富な技術責任者を導入業者内において1名選任すること。
- ② 上記の技術責任者が配置されている拠点が島根県内にあること。

### (3) 調達物件構築

- ① 調達物件の構築は、教育現場での運用を十分考慮し、必要な環境設定を適切に行うこと。
- ② 調達物件の設計及びインストール作業については、必ず導入業者内において行うこと。
- ③ タブレット端末は全て同一メーカー同一機種に統一し、5年間以上の保守部材提供が可能であること。
- ④ 調達物件の設計に係る費用は全て導入業者の負担とする。
- ⑤ 調達物件の設計は特別支援教育課と十分打合せを行い、教育現場に即した適切な内容とすること。また、保守期間中に設定変更依頼を行なった場合は、速やかに適切な対応を行なうこと。
- ⑥ 電源は既設のコンセントから配線すること。ただし、コンセント口数が不足する場合は導入業者の負担により工事等を行うこと。
- ⑦ 本仕様書に明記していないハードウェア・ソフトウェアであっても、本調達物件を円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらも含めた構成とすること。
- ⑧ 調達物件構築後は、調達物件が仕様どおりに作動するか確認を行うための動作テストを行うこと。動作テストの内容は、事前に納入場所毎に「動作テスト計画書」として県に提出し承認を受けること。

なお、同計画書においては、機能要件及び性能要件の確認を必須項目とし、各試験項目が仕様書のどの項目に該当するものであるかを明記すること。

## 1 1 保守

### (1) 保守の内容

別紙3「保守業務仕様書」による。

### (2) 保守の体制

- ① 調達物件の円滑な運用を図るため、タブレット端末の保守を行う担当者が配置されているサービス拠点及びメーカー認定の保守会社の拠点が島根県内にあること。
- ② 上記サービス拠点においては、サポート担当者として、本保守業務に必要な人数のマイクロソフト認定プロフェッショナル（MCP）又はCisco Certified Network Associate（CCNA）の技術レベルを保有する経験豊富なシステムエンジニアが常駐していること。
- ③ 機器は、導入業者が窓口となり保守サービス及び技術支援を行うこと。

## 1 2 納入検査

### (1) 機器等の納入期限までに、動作テスト計画書に基づく試験を行い、納入期限までにその結果を報告すること。

この試験は、システムが仕様書どおりに動作するかを確認するためのものであるため、仕様書記載事項のうち、システムの動作に係る項目全てについて実施すること。

### (2) 県は動作計画書に基づく試験結果受領後、速やかに契約の適正な執行を確認するための検査を現地にて行う。

### (3) 検査に合格しない場合は、速やかに補修又は改造を行い、再検査を受けなければならない。

### (4) 上記検査合格後、納入期限までに納品書及び本仕様書13に記載する完成図書を各2部紙媒体で提出すること。

### (5) 県は提出された完成図書により最終検査を行い、合格の場合は引き渡しを受けるものとする。

## 1 3 完成図書

次に示すものを作成すること。

- ① 機器一覧表
- ② 動作テスト計画書
- ③ 試験成績表
- ④ 現場写真

## 1 4 賃貸借期間終了後の取り扱い

納入業者は、賃貸借契約期間が終了し機器の返還を受けた場合、機器に記録された情報をすみやかに、かつ確実に消去し情報の漏えいの防止に努めること。

なお、情報の消去方法については、事前に特別支援教育課と協議すること。

また、賃借物件の撤去・引き取りに係る解体、データ消去、荷造り及び運送に要する一切の費用は、全て受注者の負担とする。

## 15 その他

- (1)仕様書に指示していないハードウェア及びソフトウェアで、本仕様書を満たすために必要なものがあれば、入札前に質疑書により確認すること。同等品協議も同様とする。
- (2)別紙1「機器仕様一覧表」に掲げる品目において、機器等の色が選択できるものについては、特別支援教育課に確認すること。
- (3)物品はすべて新品であること
- (4)賃貸借期間前には請求が発生しないこと。

また、賃貸借期間が満了した際の物品の取扱（無償譲渡または引上げについて）は、特別支援教育課との協議の上、決定するものとする。

機器仕様一覧表

1 タブレット端末

| 仕様項目           |           | 仕 様                                                     |
|----------------|-----------|---------------------------------------------------------|
| 数量             |           | 10台                                                     |
| CPU            |           | Intel Celeron N4500 以上                                  |
| メインメモリ         |           | 4GB以上                                                   |
| ストレージ          |           | フラッシュメモリディスク 64GB以上                                     |
| 表示機能           |           | 液晶、10.1型ワイド以上                                           |
|                |           | 1920×1200ドット以上、WUXGA以上の表示が可能であること。                      |
|                |           | 静電容量方式、マルチタッチ対応                                         |
| オーディオ機能        |           | デジタルステレオマイク                                             |
|                |           | ステレオスピーカ内蔵                                              |
| 通信機能           | ネットワーク    | 無線LAN(IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax)準拠                       |
|                | Bluetooth | Bluetooth(Ver5.1以上)準拠                                   |
| Webカメラ         |           | 内蔵型(前面200万画素以上、背面800万画素以上)                              |
| インタフェース        | サウンド      | Line-in端子、ヘッドフォン端子 ※共用でも可                               |
|                | メモリースロット  | microSDメモリーカードスロット×1                                    |
|                | USBポート    | Type-C(USB3.2、DP Alt Mode対応)×1以上、Type-A(USB3.2)×1以上     |
| セキュリティ機能       |           | セキュリティチップ(Intel PTT)を掲載すること                             |
| 電源             | 電源供給方式    | ACアダプタ及び内蔵バッテリー                                         |
|                | バッテリー駆動時間 | JEITA2.0準拠 11時間以上                                       |
| 本体筐体           | 外形寸法      | 幅270mm×奥行170mm×高さ15mm以内                                 |
|                | 質量        | 600g以下(本体のみ)                                            |
|                | 防滴・防塵     | IPX5/IP5X対応                                             |
|                | 堅牢性       | アメリカ国防総省制定規格(MIL-STD-810H) 準拠の試験をクリアしている製品であること。        |
| 環境対策・省エネルギー基準等 |           | グリーン購入法適合製品であること。<br>国際エネルギースタープログラム基準に対応した製品であること。     |
| OS             |           | Microsoft Windows 11 Pro (64ビット)                        |
| 入力装置           | キーボード     | 本体純正日本語キーボード(JIS配列準拠)脱着式であること                           |
| その他            |           | 校内の既設無線アクセスポイントとの接続を可能とすること。                            |
|                |           | ハードウェアの自己診断機能を搭載又はハードウェア診断プログラムの提供があること。                |
|                |           | 仕様書で指定する用途シールを貼付すること。                                   |
|                |           | その他、機器接続に必要な配線部材等一式を用意し、システム構築を図ること(既存の配線部材等の再利用は認めない)。 |

**ソフトウェア整備品目一覧表**

| 種別、ソフトウェア名                           | メーカー等    | 数量 |
|--------------------------------------|----------|----|
| Windows Server Device CAL 2025 ライセンス | マイクロソフト  | 10 |
| Adobe Acrobat Reader (*2)(*3)        | アドビシステムズ | 10 |
| Microsoft 365 Education(県所有ライセンスを利用) | マイクロソフト  | 10 |
| ウイルスバスター(県所有ライセンスを利用)                | トレンドマイクロ | 10 |

\*1:OSのサービスは、本文で明記していないものでも、必要があれば導入してシステム構築を図ること。

\*2:インストールするクライアントについては、学校担当者の指示による。

\*3:フリーソフト

\* 各ソフトウェアは、原則最新のバージョンをインストールすること。

\* 上記以外のソフトウェアでも、仕様の要件を満たすうえで必要となるものは構成に含めること。

## 保 守 業 務 仕 様 書

### 1 保守業務の対象及び内容

- (1) 保守業務の対象は、本調達物件全体とする。
- (2) 保守業務の内容は次のとおりとする。
  - ① 予防保守
  - ② 緊急保守
  - ③ 問い合わせ対応
  - ④ 仕様変更等
- (3) 保守期間は引渡の日から令和 13 年 11 月 30 日までとする。

### 2 保守業務の処理方法

- (1) 予防保守
  - ① 不具合対応  
本調達物件（製品に起因するもの）の不具合（バグを含む）の調査・補修を適宜実施すること。
  - ② セキュリティ対応  
本調達物件を構成する機器及びソフトウェア製品に関して、通常の使用に重大な影響を与える脆弱性が見つかり、かつその対応が緊急性を要する場合は、速やかにセキュリティ・パッチを適用すること
- (2) 緊急保守  
本調達物件に障害・故障が発生した場合の対応は、次のとおりとする。
  - ① 受付時間  
学校担当者からの電話による通報受付時間は平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、緊急かつ通常の使用に重大な支障がある場合は協議の上決定すること。
  - ② 原因調査及び復旧  
本調達物件の技術責任者又はサポート担当者は、学校担当者からの通報を受けて、速やかに障害・故障の原因を調査し、復旧のための切り分けを行うこと。  
また、障害・故障の復旧のため、修復、部品交換・修理が必要な場合は、速やかに実施すること。この場合必要となる経費は納入業者が負担するものとする。
  - ③ 機器の保証  
本調達物件に係る保証は、1 年間のメーカー保証のみとし、その期間において機器修理等は無償で実施すること。

(3) 問い合わせ対応

① 受付方法

通常の使用時の操作上の不明点等に関する問合せは、納入業者への電話・ファクシミリ・電子メールによるものとする。

② 受付時間

電話による問い合わせの受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

③ 回答

本調達物件の技術責任者又はサポート担当者は、問い合わせがあった場合は、速やかに適切な応答をすること。

④ 状況報告

当月の問い合わせ対応状況等について、翌月の20日までに特別支援教育課へ報告すること。報告様式は、特別支援教育課と協議の上決定する。

(4) 仕様変更等

本調達物件の使用上必要となった軽微な仕様変更及び年度移行等に伴って本調達物件が備えている機能では対応できない処理が必要となった場合は、全ての納入先全体で年2回（1回当たり6時間程度）を限度として特別支援教育課の指示により実施すること。

(5) その他

保守業務により、完成図書の内容に変更が生ずる場合は、その都度、改訂版を作成し提出すること。

### 3 提出書類

次の内容を含む操作マニュアルを作成し、紙ベースで2部（特別支援教育課1部、納入場所1部）、電子データで1部（特別支援教育課）を提出すること。なお、このマニュアルは、紙により提出するものは紙製フラットファイル（A4S版）に綴じることとし、電子データはCD-Rメディアに保存のうえ提出すること。

また、マニュアルの内容に変更が生ずる場合は、その都度、改訂版を作成し提出すること。

①機器一覧表